（歯科技工士法施行規則の一部改正）

第二条　歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）及び」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第五条関係）

歯科技工士業務従事者届

氏名		性別		年齢	歳
住所					
歯科技工士名簿登録	番号				
	年月日				
業務に従事する場所	1　歯科技工所 2　病院又は診療所 3　歯科技工士学校又は養成所 4　事業所 5　その他				
	所在地				
	名称				
備考					

（注意）1．該当する数字を○で囲むこと。

2．「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

4．昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正）

第三条　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）及び」を削る。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号（第九条関係）

歯科衛生士業務従事者届

氏名		性別		年齢	歳
住所					
歯科衛生士名簿登録	番号				
	年月日				
業務に従事する場所	1　保健所、都道府県又は市区町村 （ア　保健所　イ　都道府県（アを除く） ウ　市区町村（アを除く）） 2　病院 3　診療所 4　介護保険施設等 （ア　介護老人保健施設　イ　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　ウ　居宅介護支援事業所　エ　その他） 5　歯科衛生士学校又は養成所 6　事業所 7　その他				
	所在地				
	名称				
備考					

（注意）1．該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。

2．「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3．改正法附則第2条に規定する厚生大臣の告示する日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。